

浜松市児童遊園地整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、地域児童の健全育成を図るための児童遊園地(自治会又はその下部組織が設置するものをいう。以下同じ。)の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。)に定めるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、次のとおりとする。ただし、同一の児童遊園地に対する補助は年度内において重複して行わない。

(1) 児童遊園地における次に掲げる設備の増設(既存の設備に加えて、新たに設備を整備することをいう。以下同じ。)に必要な経費

ア 遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジム、盛土の小山等の施設をいう。以下同じ。)

イ 便所及び手洗場

ウ こどもを見守るためのベンチ

エ 防球ネット及び境界フェンス

(2) 児童遊園地における次に掲げる設備の修繕(アからエまでにあっては既設の設備の補修又は取替えをいい、オにあっては既存の樹木の伐採又は地下10cm以上実施される伐根等をいう。以下同じ。)に必要な経費

ア 遊具

イ 便所及び手洗場

ウ こどもを見守るためのベンチ

エ 防球ネット及び境界フェンス

オ 樹木

2 前項の規定にかかわらず、防球ネット及び境界フェンスの増設又は修繕は、地域児童に対して危険性があり、かつ、事故防止のため市長が必要があると認めた場合に限り補助の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、樹木の伐採、伐根等は、第1項第1号アからエまでの設備の使用に支障がある場合であって、市長が必要があると認めた場合に限り補助の対象とする。

(補助金の額)

第3条 児童遊園地に対する補助金の額は、次に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。

(1) 補助基準額

ア 増設の場合 1,000,000円(補助限度額 500,000円)

イ 修繕の場合 600,000円(補助限度額 300,000円)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書(第1号様式)
- イ 事業計画書(第2号様式)
- ウ 収支予算書(第3号様式)

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは申請者に補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の変更交付申請)

第6条 補助金の変更の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 補助金変更交付申請書(第5号様式)
- イ 事業変更計画書(第6号様式)
- ウ 収支予算書(第3号様式)

(変更決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときには、速やかに決定を行い、補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知する。

(実績の報告)

第8条 当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
この場合において市長は、必要に応じ、別に当該事業の収支を証する書類の提出を求めることができる。

(1) 提出書類

- ア 実績報告書(第8号様式)
- イ 収支決算書(第9号様式)

(2) 提出期限

事業完了後30日以内

(3) 書類の保存

補助事業に係る全ての書類は、事業実施年度の完了後5年間保管すること。

(補助金額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により完了の報告があったときは、その内容を審査し適合すると認めるときは、補助金の額を確定し補助金交付確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第10条 申請者は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払いの申請)

第11条 補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 補助金概算払承認申請書(第12号様式)

イ 資金状況調(第13号様式)

ウ 概算払請求書(第11号様式)

(概算払いの承認決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による概算払いの請求を承認したときは、補助金概算払承認通知書(第14号様式)により申請者へ通知する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

浜松市長 宛

〒
設置団体所在地 浜松市
(自治会長宅住所)
及び名称 自治会
(自治会名)
代表者氏名 会長 印

補助金交付申請書

次のとおり 児童遊園地整備費補助金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 申請者の営む主な事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業経費の配分、経費の使用方法、補助事業の完了の予定期日、その他補助事業の遂行に関する計画
別紙のとおり
- 4 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎
¥ 円 (1,000円未満は切り捨て)

整備費総額 円 $\times 1/2 =$ 円
- 5 その他

事業計画書

1 整備の理由及び施設の概要

整備の理由			
施設の名称 所在地及び面積			
設置団体名		所在地	
代表者名		電話	
児童等の利用 状況(見込)			

2 事業内容

(1)整備事業及び経費内訳

整備事業内訳	数量	金額	備考
		円	
計			

各事業における見積り書の写しを添付すること。

(2)整備事業実施予定 平成 年 月頃

3 収支予算書 別紙のとおり

第3号様式（第4条、第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	備考
	円	
計		

2 支出の部

科目	数量	予算額	備考
		円	
計			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

設置団体所在地 (自治会長宅住所) 及び名称 (自治会名) 代表者氏名	〒 浜松市 会長	自治会 印
---	--------------------	--------------

補助金対象の経費のみ計上すること。

自治会
会長 様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました 児童遊園地整備費補助金について
次のとおり決定します。

記

- 1 交付決定金額 ¥
- 2 交付決定施設 _____児童遊園地

- 条件
- 1 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
 - 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 5 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 7 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

浜松市長

宛

〒

設置団体所在地 浜松市
(自治会長宅住所)

及び名称 自治会
(自治会名)

代表者氏名 会長 印

補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受け
た について下記のとおり変更したいので、
申請いたします。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

事業変更計画書

1 事業の内容

変更後

事業名	内容

変更前

事業名	内容

2 整備事業及び経費内訳

変更後

整備事業内訳	数量	金額	備考
		円	
計			

変更前

整備事業内訳	数量	金額	備考
		円	
計			

3 事業変更の根拠(予算書等) 別紙のとおり

自治会
会長 様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けにて変更申請のありました 児童遊園地整備費 の補助金
について次のとおり決定します。

記

- 1 交付決定金額(変更後) 〃
- 2 交付決定施設 _____ 児童遊園地

- 条件
- 1 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
 - 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 5 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 7 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

浜松市長 宛

〒
浜松市
設置団体所在地
(自治会長宅住所)
及び名称
(自治会名)
代表者氏名
会長
自治会
印

実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
児童遊園地の整備事業が完了したので次のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日
年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 事業の内容
- 4 収支の状況
別紙のとおり
- 5 補助金交付申請書と相違した場合はその理由
- 6 交付確定を受けたい額
¥

収支決算書

1 収入の部

科目	予算額	決算額	決算額の内訳	
			収入済額	収入未済額
	円	円	円	円
計				

2 支出の部

科目	予算額	決算額	決算額の内訳	
			支出済額	支出未済額
	円	円	円	円
計				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

設置団体所在地 (自治会長宅住所) 及び名称 (自治会名) 代表者氏名	〒 浜松市 自治会 会長 印
---	---------------------------------

補助金対象の経費のみ計上すること。

第10号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

自治会
会長 様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け補助金実績報告書を審査した結果、次の金額を児童遊園地整備事業に対する補助金として確定します。

記

1 交付確定額 ¥

2 交付確定施設 _____ 児童遊園地

請 求 書

¥ 円也

ただし、 年度 児童遊園地 の整備費補助金として。

上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長 宛

〒
設置団体所在地 浜松市
(自治会長宅住所)
及び名称 自治会
(自治会名)
代表者氏名 会長 印

支払 方法	口座 振替払	銀行 信用金庫 農 協	本店 普通 支店 第 支所 当座	号
口座 名義				

口座名義は、通帳に記載されているとおりにご記入下さい。

第12号様式(第11条関係)

年 月 日

浜松市長 宛

〒
設置団体所在地 浜松市
(自治会長宅住所)
及び名称 自治会
(自治会名)
代表者氏名 会長 印

補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた補助金について下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いを必要とする金額

¥

3 概算払いを必要とする期日

平成 年 月 日

第13号様式（第11条関係）

資 金 状 況 調

区分	収入				支出				差引 残高
				計				計	
月別	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

未経過の月分については、見込額を計上すること。

浜松市指令 第 号
年 月 日

自治会
会長 様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

年 月 日付けにて承認申請のありました 児童遊園地整備費 の補助金
について次のとおり承認します。

記

- 1 概算払承認金額 ¥
- 2 交付決定施設 児童遊園地
- 3 概算払の時期 月

- 条件
- 1 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
 - 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。